## 住民説明会対象範囲(山地災害危険地区に関するもの)の確認方法

住民説明会の対象範囲を次の方法で確認し、事前相談の資料作成をお願いします。

1 神奈川県の土砂条例のホームページを開き、ホームページに掲載されている「山地災害危険地区マップ」をクリックします。 表示された「eーかなマップ」の利用規約に同意すると、下記の「山地災害危険地区マップ」が表示されます。



2 「土砂埋立区域」の周辺の「山地災害危険地区」が分かるよう、住所等を入力します。

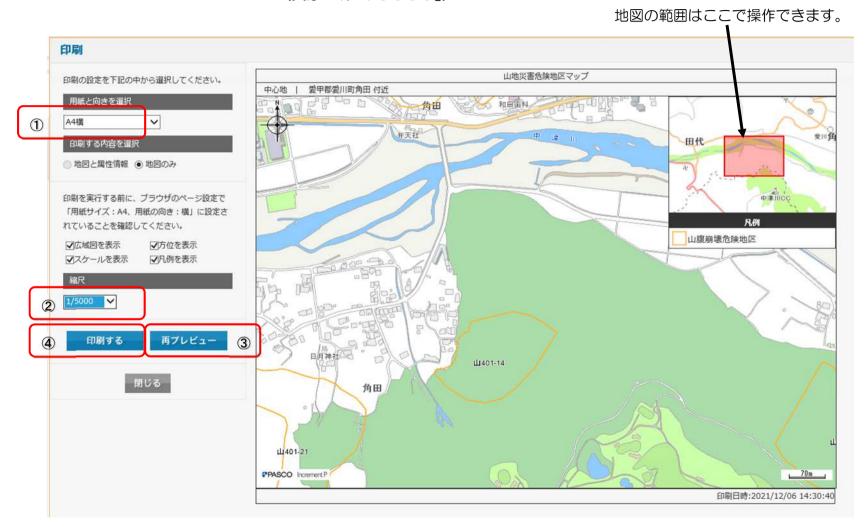


- 3 「土砂埋立区域」の周辺の「山地災害危険地区」の指定状況が分かる程度まで地図を拡大できたら、表示された地図を印刷 (または、画像データーとして保存)し、「土砂埋立区域」を記載(5・6ページの例参照)して、<u>事前相談の資料</u>として下さい。
- ※ 地図上の表示と、実際の「山地災害危険地区」にずれが生じることがあります。
- ※ 印刷する場合は、画面上部の「印刷」ボタンをクリックして行ってください。



## <印刷の設定>

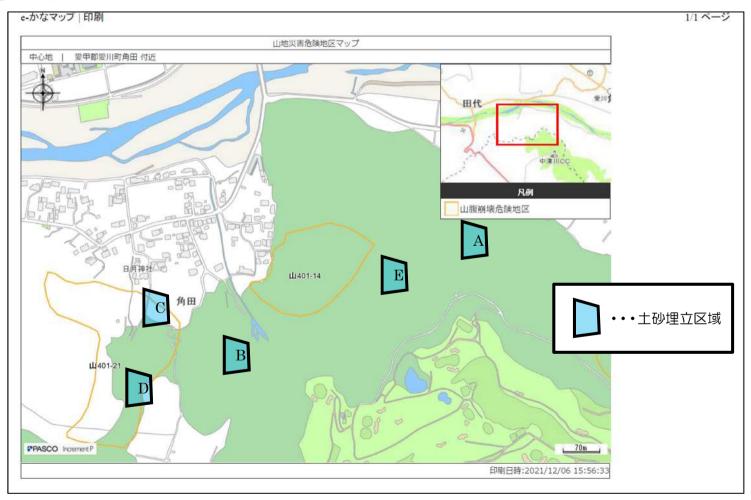
- ① 用紙と向きを「A4横」
- ②縮尺を「1/5000」 ③「再プレビュー」を押して確認後、④「印刷する」 (又は「1/10000」)



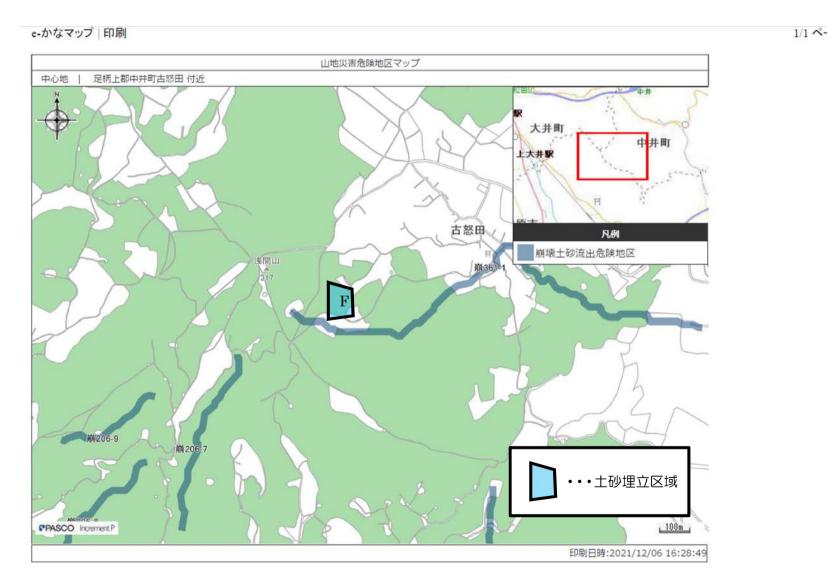
※印刷を実行する前に、ブラウザのページ設定で「用紙サイズ: A4」、「用紙の向き: 横」に設定されていることをご確認ください。

<例1> 「土砂埋立区域」の周辺の「山地災害危険地区」の状況が分かる地図に「土砂埋立区域」を明示したもの

- 土砂埋立区域A
- 土砂埋立区域B
- 土砂埋立区域C(山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区))内
- 土砂埋立区域D(山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区))内
- 土砂埋立区域 E



- <例2> 「土砂埋立区域」の周辺の「山地災害危険地区」の状況が分かる地図に「土砂埋立区域」を明示したもの
  - ・ 土砂埋立区域 F (山地災害危険地区 (崩壊土砂流出危険地区)) の周辺で当該危険地区の集水区域内の可能性があるもの



- 4 事前相談の窓口では、3ページの事前相談資料(「土砂埋立区域」の周辺の「山地災害危険地区」の指定状況が分かる地図) をもとに、次の範囲を確認します。確認には時間を要しますので、確認結果は後日お知らせします。
  - •「十砂埋立区域」が「山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)」、「山地災害危険地区(地すべり危険地区)」内にある場合 ⇒ 当該危険地区の「被害想定範囲」を確認します。
  - •「十砂埋立区域」が「山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)」内やその周辺にある場合
  - ⇒ 当該危険地区の「集水区域」内にあるかを確認します。 「集水区域」内にある場合は、当該危険地区の「被害想定範囲」を確認します。
- 5 5~6ページの事例では、住民説明会対象範囲(山地災害危険地区に関するもの)は次のとおりとなります。

## <事例1>

十砂埋立区域A

• 十砂埋立区域B

- ・土砂埋立区域C(山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)内) → 左の山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)内及び
- 十砂埋立区域日
- <事例2>
- ・十砂埋立区域F(川地災害危険地区(崩壊十砂流出危険地区)の周辺)
  - → 【「4」の確認の結果、十砂埋立区域 F が 左の山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)の 集水区域内にある場合】 当該集水区域内及び

当該危険地区の被害想定範囲内

※ 別途、土砂災害警戒区域についても確認が必要です。

- → なし(山地災害危険地区に関するものに限る)
- → なし(山地災害危険地区に関するものに限る)
- 当該危険地区の被害想定範囲内
- ・十砂埋立区域D(川地災害危険地区(川腹崩壊危険地区)内) → 左の川地災害危険地区(川腹崩壊危険地区)内及び 当該危険地区の被害想定範囲内
  - → なし(山地災害危険地区に関するものに限る)